

食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針の一部改正に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和5年7月5日～令和5年8月3日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 意見・情報及び食品安全委員会評価技術企画ワーキンググループの回答

	意見・情報*	評価技術企画ワーキンググループの回答
1	11ページの脚注2の2行目「すべて」は「全て」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。	ご意見のとおり修正いたします。
2	ベイズ推定を活用するのはいいですが、健康影響評価においては、基本「リスクを過小評価しない」ことを徹底してください。国民の健康が第一で、企業の利益は二の次のはずです。	食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について評価を行っています。

* 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。